**真庭市プレミアム付商品券取扱店募集要項**

【発行目的】

　プレミアム付商品券の販売により、コロナで冷え込んだ消費を喚起し地域経済の循環を促進することで小売店や飲食店等の事業継続を支援する。

【商品券の概要】

　発行者　　　　真庭市

　販売者　　　　真庭市シルバー人材センター（真庭市が事業を委託）

　券種　　　　　１，０００円券×３枚　（販売額２，０００円）

　購入限度　　　対象者１人につき一日５シートまで（１０，０００円）

　購入対象者　　真庭市に住所を有する者

　有効期限　　　令和３年８月６日（金）～令和４年１月３１日（月）

【商品券の利用対象にならないもの】

　・出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）

　・有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製ハガキ、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの

　・たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第２条第１項第３号に規定する製造たばこの購入

　・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入

　・土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払

　　い

　・現金との換金、金融機関への預け入れ

　・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に該当する営業に係る支払

　・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

　・商品券の交換又は売買

【商品券取扱店の募集について】

①登録できる取扱店

　真庭市内で小売店、飲食店、サービス店その他の市民が日常的に買い物を行うことができる事業所。（※反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者及び、上記【商品券の利用対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等は登録できません。）

②ご登録店のPRについて

・取扱店一覧チラシを作製し、商品券購入希望者に配布します。

・真庭市ホームページに取扱店一覧を掲載します。

【商品券取扱店の登録申請について】

①登録方法

　商品券取扱店登録希望者は、**取扱店登録応募用紙**に必要事項を記入し、事業を委託する公益社団法人真庭市シルバー人材センター久世支所に郵送又は直接提出してください。

②提出先

**公益社団法人真庭市シルバー人材センター久世支所**

**〒７１９－３２０１　真庭市久世２９２７－２**

（真庭市役所　駐車場　ハローワーク２階）

　　　電話(０８６７)４２－０１２１

③登録申込期限

**令和３年７月３０日（金）１７時まで**

**※申込期限を過ぎても、登録申込を受け付けます。**

**真庭市のホームページにより、登録店舗の一覧表に追加掲載します。**

④その他

　登録申請のあった事業所については審査を経て、取扱店として登録します。ただし、登録後であっても申込内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。

【取扱店の責務等】

　取扱店は、次に掲げる事項を遵守してください。

①使用される商品券は、真庭市シルバー人材センターが事前に配布する見本と間違いないか確認してください。なお、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受取りを拒否するとともに、すみやかに警察へ通報していただき、真庭市シルバー人材センター事務局までご連絡お願いします。商品券の見本については、レジ担当者や商品券を取り扱う全ての店員に周知願います。

②取引により商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため券裏面に取扱店受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受取を拒否してください。

③回収した商品券を換金することなく他の取扱店で使用しないでください。

④登録された事業所は取扱店一覧表に記載する事を承諾してください。

⑤その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないでください。

【換金手続きについて】

　物品の販売又は役務の提供などの取引において商品券を受取った取扱店は、換金を申し出ることがでます。その方法は、今後、真庭市シルバー人材センターが市内の各金融機関において行えます。（３００枚以上の場合は、公益社団法人真庭市シルバー人材センター久世支所に直接持参ください。）

【禁止事項】

以下の事項は、禁止いたします。

・商品券の利用を見込んで、通常よりも価格を高く設定することを禁止します。

・商品券の利用対象とならないものを販売することを禁止します。

【その他留意事項】

・利用期間を過ぎた商品券の受け取りはしないでください。

・利用者が商品券で購入したものが券面額を下回った場合において、つり銭は支払わないでください。

・商品券は現金と交換しないでください。

【お問い合わせ先】

　●商品券販売、換金に関すること

〒719-3201

　真庭市久世2927-2　市役所駐車場　ハローワーク２階

**公益社団法人真庭市シルバー人材センター久世支所**

　　電話：0867-42-0121

　　FAX：0867-45-0072

　●事業全般に関すること

　〒719-3292

　真庭市久世2927-2

**真庭市役所産業観光部産業政策課**

　　電話：0867-42-1033

　　FAX：0867-42-3907